

朝来市告示第 35 号

朝来市マスコットキャラクター「ちゃすりん」使用取扱規程を次のように定める。

平成 24 年 4 月 1 日

朝来市長 多 次 勝 昭

朝来市マスコットキャラクター「ちゃすりん」使用取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、朝来市マスコットキャラクター「ちゃすりん」(以下「マスコットキャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 マスコットキャラクターの基本原型は、別図のとおりとする。

(使用承認の申請等)

第 3 条 マスコットキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットキャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 朝来市又はマスコットキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) マスコットキャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がマスコットキャラクターの使用について不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、マスコットキャラクター使用(変更)承認書(様式第 2 号)をもって行うものとする。

(使用料)

第 5 条 使用料は、無料とする。

(商用での使用)

第 6 条 前条の規定に関わらず、マスコットキャラクターを商用で使用する者(以下「商用使用者」という。)は、その自発的意思に基づきマスコットキャラクターの使用により得た利益の一部を朝来市ふるさと創生基金へ寄附するものとする。

2 前項の規定に疑義がある場合は、市長と商用使用者の双方の協議により決定するものとする。

(使用上の遵守事項)

第 7 条 マスコットキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には「朝来市マスコットキャラクター ちゃすりん」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、市長と協議して定める。
- (5) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第8条 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、マスコットキャラクター使用内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、マスコットキャラクター使用（変更）承認書をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、マスコットキャラクターの使用がこの告示及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットキャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、マスコットキャラクター使用承認取消書（様式第4号）をもって行う。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、マスコットキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、マスコットキャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

